

令和3年度から適用される個人住民税の主な税制改正

1 給与所得控除の改正

○給与所得控除が一律 10 万円引き下げられました。

○控除額の上限が適用される給与等の収入額が 1,000 万円から 850 万円に、控除上限額が 220 万円から 195 万円に引き下げられました。

給 与 所 得 = A - B	
給与等の収入金額 (A)	給与所得の控除額 (B)
162 万 5 千円以下	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	収入金額×40%-10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円
850 万円超	195 万円

2 公的年金等控除の改正

○公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられました。

○公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万 5 千円が上限とされました。

○公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合、控除額は段階的に引き下げられました。

	公的年金等の収入金額の合計 (A)	公的年金等雑所得の控除額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳 未 満	130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A)×25% +27 万 5 千円	(A)×25% +17 万 5 千円	(A)×25% +7 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15% +68 万 5 千円	(A)×15% +58 万 5 千円	(A)×15% +48 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5% +145 万 5 千円	(A)×5% +135 万 5 千円	(A)×5% +125 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円
65 歳 以 上	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25% +27 万 5 千円	(A)×25% +17 万 5 千円	(A)×25% +7 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A)×15% +68 万 5 千円	(A)×15% +58 万 5 千円	(A)×15% +48 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5% +145 万 5 千円	(A)×5% +135 万 5 千円	(A)×5% +125 万 5 千円
	1,000 万円超	195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円

3 基礎控除の改正

- 基礎控除が 10 万円引き上げられました。
- 合計所得金額が 2,400 万円を超える場合、3 段階で段階的に減少し 2,500 万円を超える場合は適用外となりました。

基礎控除（改正前）	合計所得金額	基礎控除(改正後)
一律 33 万円	2,400 万円以下	43 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
	2,500 万円超	0 円

- 基礎控除額の見直しに伴う措置は以下のとおりです。

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	38 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	38 万円超 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生控除の合計所得要件	65 万円以下	75 万円以下
障害者、未成年及びひとり親等に対する非課税措置の合計額	125 万円以下	135 万円以下
家内労働特例(必要経費の最低保証額)	65 万円	55 万円
均等割の非課税限度額の総所得金額	28 万円×(本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数)+16 万 8 千円	28 万円×(本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数)+ <u>10 万円</u> +16 万 8 千円
	同一生計配偶者、扶養親族のいずれも有しない場合は加算なしで 28 万円とします。	同一生計配偶者、扶養親族のいずれも有しない場合は加算なしで 38 万円とします。
所得割の非課税限度額の総所得金額	35 万円×(本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数)+32 万円	35 万円×(本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数)+ <u>10 万円</u> +32 万円
	同一生計配偶者、扶養親族のいずれも有しない場合は加算なしで 35 万円とします。	同一生計配偶者、扶養親族のいずれも有しない場合は加算なしで 45 万円とします。

4 所得金額調整控除の創設

- 給与の収入金額が 850 万円を超える場合、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は所得金額調整控除を給与所得の金額から控除されます。

- (1)本人が特別障害者
- (2)23 歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{【所得金額調整控除】} = (\text{給与等の収入金額}_{(\text{※1})} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

(※1)給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円とします。

- 給与所得及び公的年金雑所得がありその合計額が 10 万円を超える場合、所得金額の計算の際に所得調整控除として給与所得の金額から控除されます。

【所得金額調整控除】＝(給与所得＋公的年金等雑所得)_(※2)－10 万円

(※2)給与所得及び公的年金雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円とします。

5 調整控除の改正

○合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用外となります。

調整控除（改正前）	合計所得金額	調整控除(改正後)
計算方法参照	2,500 万円以下	計算方法参照
	2,500 万円超	0 円

計算方法

・合計課税所得金額_(※3)が 200 万円以下のかた

(※3) (給与・年金・営業等・不動産などの所得)－(社会保険・生命保険・扶養控除などの控除)の金額をさし、申告分離課税に係る課税所得は含みません。

次の①と②のいずれか少ない額の 5%(県民税 2%, 市民税 3%)に相当する金額

① 所得税との人的控除額の差の合計額

② 合計課税所得金額

・合計課税所得金額が 200 万円を超えるかた

次の③から④の金額を控除した金額

5 万円を下回る場合は 5 万円の 5%(県民税 2%, 市民税 3%)に相当する金額

③ 所得税と人的控除額の差の合計額

④ 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

6 子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置の創設

○事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、前年の合計所得金額が 135 万円以下のかたについては、個人住民税が非課税となります。

問い合わせ先 税務課市民税係 電話 36－7446(直通)